

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会福祉車両貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、外出困難な高齢者や身体障害者(児)等で車椅子を必要とする者が、社会福祉法人山梨市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の所有する福祉車両を利用することで、社会参加を図るとともに、家族介護の軽減や家族等の生活上の利便性に資することを目的とする。

(利用者)

第2条 福祉車両を貸し出す対象者は、次のいずれかに掲げる者及び現に介護をしている家族等とする。

- (1)山梨市に住所を有する高齢者。
- (2)山梨市に住所を有する身体障害者手帳所持者。
- (3)前2号に掲げる者のほか、社協会長が認めた者。

(運転者)

第3条 福祉車両を運転する者は、利用者の家族等で、1年以上の運転経験を有し、社協が実施する乗降装置等の研修を受けた者とする。

2 乗降装置等の操作を行う者は、運転者に限定するものとする。

(利用範囲)

第4条 福祉車両の利用範囲は、原則として山梨県内とする。

(利用手続)

第5条 福祉車両の利用申込は予約制とし、福祉車両借用申請書(様式第1号)により、利用しようとする日の3日前(その日が土・日曜日、または休日の時はその前日)までに、社協会長へ申し込むものとする。ただし、急を要する場合などはこの限りではない。

(利用許可)

第6条 社協会長は、前条の申込により利用を適当と認めたときは、許可書を交付する。

(利用日時)

第7条 福祉車両の利用は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から翌年の1月4日までの期間)を除く毎日とし、利用時間は、午前8時30分から午後5時

までとする。ただし、社協会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の取消等)

第8条 社協会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、貸出車両の利用を取り消すことができる。

- (1) 社協の用務・事業並びに災害等、緊急かつやむを得ない事由により、貸出車両を公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 運行上その他の事情で貸出車両に支障が生じたとき。
- (3) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) この規程または利用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

(運転者の遵守事項)

第9条 福祉車両の利用許可を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通法規等を守り、安全運転を心がけること。
- (2) 利用者の権利を他に譲渡、または転貸しないこと。
- (3) 疾病、過労、睡眠不足等により運転できない身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行わない。
- (4) 乗降操作にあつては、あらかじめ操作法等を理解し、安全確保に十分配慮すること。
- (5) 利用中に事故が発生したときは、法令に定められた必要な措置を講じた後、速やかに社協会長に報告しなければならない。
- (6) 利用中に発生した事故等については、貸出車両の自動車損害賠償責任保険及び運転者の責任においてこれを補償する。
- (7) 利用中に発生した事故等に関する示談等については、利用者が責任をもって必要な対処をすること。

(利用料)

第10条 利用者は、福祉車両の利用にあたり、1kmにつき30円(m単位は切り上げ)の利用料を負担することとし、車両返却時にメーターによって確認の上支払うものとする。

(鍵の保管)

第11条 福祉車両の鍵は、社協事務局で保管するものとする。ただし、利用中の鍵に

については、利用者が保管する。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。